

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022 年 12 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についても e - G o v 法令検索（デジタル庁）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「掛金の拠出方法」です。

第 4 講 「掛金の拠出方法」

（確定拠出年金法第 19 条、確定拠出年金法施行令 10 条の 2 ほか）

掛金の拠出方法に関する規定としては、確定拠出年金法第 19 条（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）、第 68 条（個人型年金加入者掛金）、確定拠出年金法施行令第 10 条の 2（事業主掛金の拠出の方法）、第 35 条（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 19 条（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）

第 1 項 事業主は、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出する。

（略）

第 3 項 企業型年金加入者は、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に自ら掛金を拠出することができる。

（略）

確定拠出年金法第 68 条（個人型年金加入者掛金）

第 1 項 個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出する。

（略）

確定拠出年金法施行令第 10 条の 2（事業主掛金の拠出の方法）

事業主掛金の拠出は、企業型年金加入者期間（略）の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間(拠出区分期間)ごとに拠出することができる。

確定拠出年金法施行令第 35 条（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

個人型年金加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

（略）

第 2 号 第三十六条第三号又は第四号に掲げる者（同時加入者） 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

注）実際の条文には下線及び(拠出区分期間)、(同時加入者)は入っていません。

確定拠出年金法第 19 条、第 68 条により、確定拠出年金の掛金は、企業型年金、個人型年金ともに年 1 回以上、定期的に拠出します。「年 1 回以上」が条件となるため、年 1 回の拠出だけでなく、毎月拠出する方法をはじめその他の拠出方法も可能となります。具体的にどのような拠出方法が認められるのかは、確定拠出年金法施行令第 10 条の 2（事

業主掛金の拠出の方法)、第 10 条の 4 (企業型年金加入者掛金の拠出の方法)、第 35 条 (個人型年金加入者掛金の拠出の方法)、第 35 条の 2 (中小事業主掛金の拠出の方法)などに定められています。いずれも、「掛金拠出単位期間」(原則として 12 月から翌年 11 月まで)を単位として拠出するか、企業型年金規約もしくは個人型年金規約の定めに基づいて、掛金拠出単位期間を区分して、区分した期間(拠出区分期間)ごとに拠出できると定められています。この点、拠出区分期間は、掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分しなくてもよく、例えば、12 月から翌年 3 月の 4 カ月間、4 月から 6 月までの 3 カ月間、7 月から 11 月までの 5 カ月間といった区分けも可能です(確定拠出年金 Q & A No. 69)。

また、企業型年金加入者が加入者掛金拠出(いわゆる「マッチング拠出」)を行っている場合は、事業主掛金の拠出区分期間と企業型年金加入者掛金の拠出区分期間を一致させなくても良いこととされています(確定拠出年金 Q & A No. 71-17)。ただし、企業型年金加入者が掛金を拠出する都度、掛金拠出単位期間にそれまで企業型年金加入者が拠出した掛金の累計が、事業主掛金の額を超えないようにする必要があります(確定拠出年金 Q & A No. 71-5)。

なお、個人型年金では、実態としては、基本的に毎月掛金を納付する取扱いになっていますが、個人型年金加入者が掛金拠出単位期間を任意に区分して、拠出区分期間ごとに掛金を拠出することができます。ただし、企業型年金加入者が個人型年金に加入する場合には、確定拠出年金法施行令第 35 条第 2 号により毎月拠出する方法とし、同第 36 条の 2 第 2 号により各月の拠出限度額以下の拠出としなければなりません。この場合は、同第 34 条の 2 により、企業型年金の事業主掛金についても毎月拠出する方法で各月の拠出限度額以下の拠出とすることが求められ、また企業型年金加入者がマッチング拠出を行っていない場合でなければなりません。

また、個人型年金加入者が中小事業主掛金納付制度による中小事業主掛金の拠出対象となる場合は、確定拠出年金法施行令第 35 条の 2 により、中小事業主掛金は個人型年金加入者の拠出区分期間に合わせて拠出する必要があります。つまり、企業型年金のいわゆるマッチング拠出とは異なり、あくまでも個人型年金加入者が掛金を拠出したときに上乗せして拠出する必要があるということです。ただし、必ずしも、個人型年金加入者が掛金を拠出する都度中小事業主掛金を拠出しなければならないということではありません。

このようにして拠出された掛金は、企業型年金の場合は企業型年金規約で定める日(12 月 1 日から 31 日までの間、または拠出区分期間の最後の月の翌月の初日から末日までの間の日)までに資産管理機関に、個人型年金の場合は個人型年金規約の定める日(12 月 26 日、または拠出区分期間の最後の月の翌月の 26 日)までに国民年金基金連合会に納付します。企業型年金の場合は、事業主掛金、企業型年金加入者掛金ともに事業主が納付します(確定拠出年金法第 21 条、第 21 条の 2)。個人型年金の場合は、国民年金の第 1 号被保険者、第 3 号被保険者である個人型年金加入者については加入者が納付し、国民年金の第 2 号被保険者である個人型年金加入者については、加入者が納付する方法と、掛金を給与から控除することにより事業主を介して納付する方法があります(確定拠出年金法第 70 条)。ただし、事業主が中小事業主掛金を拠出するためには、事業主を介して納付する方法であることが要件の 1 つとなります(確定拠出年金法第 68 条の 2)。

掛金の年単位化や同時加入要件の緩和により、掛金の拠出方法の定めが複雑になっています。法令だけでは判断が難しい場合もあるので、法令解釈や確定拠出年金 Q & A も参照すると良いでしょう。

今回は、「中小事業主掛金納付制度」です。

※記載内容は 2022 年 12 月 1 日現在の法令に基づくものです。

2022 年 10 月 1 日より、企業型年金加入者が個人型年金に同時加入する場合の要件が緩和されたことに伴い、同時加入の場合における掛金の拠出方法を各月拠出とすること、及び拠出額を各月の拠出限度額以内とすることが定められました。